

引っ越し時の届け出

手稲区役所

〒006-8612 手稲区前田1条11丁目 ☎681-2400

引っ越しの際には、下表を参考に区役所などへ届け出てください（ほかにも手続きが必要な場合もあります）。
ご不明な点は担当課に電話で確認の上、ご来庁ください。

（表内の○数字は手稲区役所の窓口番号、★印は手稲区役所での手続き、*印は届け出に必要なものです）

		手稲区→市外	手稲区→市内の他区	手稲区内	窓口	課
住所変更	★ 転出届を提出 ⇒転出証明書を発行します。転出先の市区町村へ提出してください。	転出先の区役所に転入届を提出（転入後14日以内）	★ 転居届を提出（転居後14日以内）	1階 ⑦ ⑧	戸籍住民課	
	★ 印鑑登録証(カード)の返還 ⇒転出先の市区町村で新たに印鑑登録をしてください。 *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。新たに印鑑登録をする方の手続きについては、お問い合わせください。				
	★ 印鑑登録証(カード)の返還 ⇒転出先の市区町村で新たに印鑑登録をしてください。 *印鑑登録証	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更され、引き続き印鑑登録証(カード)を使用できます。新たに印鑑登録をする方の手続きについては、お問い合わせください。				
転校 (小・中学校)	転出先の市区町村へ在学証明書(現在の学校で発行)を提出してください。 *在学証明書	転出先の区役所で、転入届の手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。	★ 転居届手続き時に在学証明書(現在の学校で発行)を提示⇒入校票を発行します。新しい学校へ提出してください。	2階 ②	保険年金課	
国民健康保険	★ 脱退手続き(転出前) *国民健康保険証	転出先の区役所で住所変更の手続き(転出後14日以内)*国民健康保険証	★ 住所変更の手続き(転居後14日以内)*国民健康保険証			
介護保険	★ 被保険者証の返還。要介護認定を受けている方および認定申請中の方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 *被保険者証	転出先の区役所で住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証	★ 住所変更の手続きをし、被保険者証を差し替えてください。 *被保険者証			
国民年金	加入者	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。 ※第3号被保険者の方は、配偶者の勤務先で住所変更の手続きをしてください。		2階 ③		
	受給者	年金の種類によって手続きが異なりますので、転出先の市区町村の年金係にお問い合わせください。				
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	★ 転出の手続き ⇒転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 *印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *障害者手帳・療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *障害者手帳・療育手帳・印鑑	1階 ①	保健福祉課	
障害者手帳	★ 転出の手続き⇒転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 *障害者手帳・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *障害者手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *障害者手帳・印鑑			
療育手帳	★ 転出の手続き⇒転出先の市区町村で住所変更の手続きをしてください。 *印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *療育手帳・印鑑	★ 住所変更の手続き *療育手帳・印鑑			
敬老パス 敬老手帳	★ 敬老パス・敬老手帳の返還 *敬老パス・敬老手帳	敬老パスは、そのまま使用できます。 敬老手帳は、新住所を記入してください。		1階 ②		
児童手当	★ 消滅手続き⇒転出先の市区町村で新たに申請してください。 *印鑑	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。		1階 ③		
児童扶養手当 特別児童扶養手当	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *手当証書・印鑑	★ 住所変更の手続き *手当証書・印鑑			
医療助成	★ 受給者証の返還 ⇒転出先の市区町村で新たに手続きをしてください。 *受給者証・印鑑	転出先の区役所で住所変更の手続き *受給者証	★ 住所変更の手続き *受給者証			
特定疾患医療受給者証	道内：転出先の保健所で住所変更の手続きを行ってください。 *特定疾患医療受給者証・転出先住所の住民票 道外：保健センターまでお問い合わせください。	転出先の保健センターで住所変更の手続き *特定疾患医療受給者証	★ 住所変更の手続き *特定疾患医療受給者証	2階	保健センター	
小児慢性特定疾患医療受診券	★ 保健センターで返納の手続きを行ってください。 *小児慢性特定疾患医療受診券 ※市外での手続き方法は転出先の保健所までお問い合わせください。	転出先の保健センターで住所変更の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券	★ 住所変更の手続き *小児慢性特定疾患医療受診券			
固定資産税	資産の所在する市区町村に住所変更の手続きをしてください(電話・手紙での連絡も可)。	住所変更の手続きをすることで、自動的に住所が変更されます。		2階 ⑤	課税課	
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車	★ 廃車届を提出 *印鑑・ナンバープレート・運転免許証・標識交付証明書					